

○議 事 日 程 (第 3 号)

令和 8 年 3 月 18 日 午前 9 時 00 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 14 号 指定管理者の指定について
- 日程第 4 議案第 15 号 関ヶ原町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 5 議案第 16 号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 17 号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 18 号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 議案第 19 号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 20 号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 21 号 関ヶ原町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第 11 議案第 22 号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の全部改正について
- 日程第 12 議案第 23 号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 13 議案第 24 号 関ヶ原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第 14 議案第 25 号 関ヶ原こどもまんなかプラザの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第 15 議案第 26 号 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第 16 議案第 27 号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 17 議案第 28 号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 18 議案第 29 号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
- 日程第 19 議案第 30 号 関ヶ原町上下水道委員会設置条例の制定について
- 日程第 20 議案第 31 号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例について
- 日程第 21 議案第 32 号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第 22 議案第 33 号 令和 8 年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金について
- 日程第 23 議案第 34 号 令和 8 年度関ヶ原町一般会計予算
- 日程第 24 議案第 35 号 令和 8 年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第25 議案第36号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
 日程第26 議案第37号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算
 日程第27 議案第38号 令和8年度関ヶ原町介護保険特別会計予算
 日程第28 議案第39号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算
 日程第29 議案第40号 令和8年度関ヶ原町水道事業会計予算
 日程第30 議案第41号 令和8年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算
 日程第31 議案第42号 令和8年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算
 日程第32 議案第44号 動産の買入れの変更について
 日程第33 議案第45号 委託業務契約の締結について
 日程第34 議案第46号 工事請負契約の締結について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第34まで

（追加日程）

追加日程第1 町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○出席議員（8名）

1番	北村一磨君	2番	吉田仁君
3番	子安健司君	4番	中川武子君
5番	田中由紀子君	6番	松井正樹君
7番	谷口輝男君	8番	高木博之君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長	西脇康世君	副町長	藤田栄博君
教育長	渡邊勝敏君	参事兼総務課長	澤頭義幸君
企画政策課長	高木久之郎君	地域振興課長	関東正晃君
会計管理者 兼税務課長	福安健司君	住民課長	西村克郎君
産業建設課長	兒玉勝宏君	水道環境課長	坂東崇君
診療所事務局長 兼医療保健課長	小畑政治君	教育課長	徳永英俊君
西消防署長	桐山潤君	古戦場活用推進課長	安部樹君

○職務のため議場に参加した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難波真哉	書記	西尾英典
書	記	西村里美	

開議の宣告

○議長（松井正樹君） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、8番 高木博之君、1番 北村一磨君を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（松井正樹君） 日程第2、一般質問を行います。

順次質問を許します。

1番 北村一磨君。

〔1番 北村一磨君 一般質問〕

○1番（北村一磨君） 議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

質問項目、史跡区域内耕作放棄地の保存と活用による歴史景観の再生について。

質問要旨、関ヶ原町は、関ヶ原古戦場を中心とする我が国屈指の歴史資源を有しており、歴史観光と地域振興の核となっています。一方で、史跡区域及びその周辺において、担い手不足や高齢化により耕作放棄地が増加している現状があります。耕作放棄地は、防災面や景観面での課題を生むだけでなく、史跡としての歴史的景観の連続性を損なう要因にもなります。本来、当時の地形、田畑、街道の見通しなどが一体となって歴史的価値を構成していますが、放棄地の増加により、来訪者が往時の情景をイメージしにくくなっている場所も見受けられます。

しかし、逆に言えば、これらの土地を適切に保全、活用することで、歴史景観の再生と地域活性化を同時に実現できる可能性があります。例えば、景観再生型の農地管理、体験型農業、歴史教育と連動した活用、観光動線と連携した花畑、作物景観の整備など、多様な展開が考えられます。

そこで、以下について町長にお尋ねします。まず史跡地である開戦地と決戦地に関して、公有地化を進める検討はなされていると思いますが、その進捗状況と具体的なスケジュールはあるのか、また史跡景観の保全という観点から、耕作放棄地を単なる農地問題ではなく、歴史景観資源として位置づける考えはあるのか、町の見解をお聞かせください。

私は、関ヶ原もりあげ隊として、毎年決戦地付近の休耕田を活用した花畑事業を展開しております。景観保全型の草地管理や歴史再現的な作付、来訪者参加型の農業体験、地元団体、ボ

ランティアや企業、学校との連携事業などの仕組みづくりを町主導、または支援事業として今後さらに展開する考えはないか伺います。史跡は、点ではなく面で守ることで価値が高まります。歴史と農地と地域住民の営みを結びつけた景観再生こそが持続可能なまちづくりにつながると考えますが、今後の取組体制の構築について、町の方針をお尋ねします。

以上、答弁をよろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、史跡区域内耕作放棄地の保存と活用による歴史景観の再生について答弁をさせていただきます。

まず1点目の開戦地と決戦地の公有地化の進捗状況と具体的なスケジュールでございますが、両史跡には私有地が一定割合あることから、公有化の推進が望ましいものの、町の厳しい財政状況も鑑み、現時点において進展はありません。ただ、史跡関ヶ原古戦場整備計画策定報告書において、公有地化に向けた計画推進を位置づけていることを踏まえ、町の財政状況を十分考慮した上で、具体化に向けた検討を進めているところでございます。

続きまして、2点目の耕作放棄地を単なる農地問題ではなく歴史景観資源としての位置づけでございますが、史跡の指定地として指定されていること自体が歴史的景観資源として位置づけられているものと認識しているところでございます。一方で、史跡区域内において、土地所有者の高齢化、町外への転出等による耕作放棄地が点在していることも把握しております。その上で、耕作放棄地も含めた史跡地につきまして、可能な範囲で往時の地形を復元し、景観の再生に向けた取組を推進しており、これまでの史跡を生かしたまちづくりを通じて、一部ではありますが、資源を活用し推進しているところでございます。

3点目の耕作放棄地解消に向けた町主導、または支援事業として今後さらに展開する考えについてでございますが、まず現状といたしまして、決戦地については、議員が隊長を務めておられる関ヶ原もりあげ隊による修景事業や関ヶ原古戦場保存会による定期的な草刈りなどが実施されており、それらの活動について、町では補助金による支援をしているところでございます。また、開戦地については、令和4年度から町主導による景観作物の作付による景観整備のほか、民間企業による農業参入が具体化するなど、一定の効果があったものと認識しております。

一方で、人口減少、高齢化を見据えた持続可能な景観保全等を図るためには、史跡維持の新たな担い手となる関係人口の創出が喫緊の課題であることを踏まえ、今年度新たに開戦地内の町有地にて、来訪者参加型のフジバカマ定植、草刈り、刈取り、ワークショップの実証事業を実施したところでございます。

来年度につきましては、今年度の実績や課題を整理の上、ワークショップ参加者自身がより

主体的にフジバカマの維持管理を担ってもらうことなどの事業の実施を通じて、町有地はもとより、史跡地内の景観保全活用に向けた新たな仕組みづくりを検討してまいります。

最後に、史跡地内の景観再生に向けた今後の取組体制につきましては、史跡の保存、整備、活用、農地の保全、担い手育成など横断的な課題であることを踏まえ、既に立ち上げている笹尾山周辺整備検討に関する庁内横断組織も活用し、引き続き史跡地内の保存と活用に向けた各種取組を推進していかなければならないと考えているところであります。以上です。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔1番議員挙手〕

○1番（北村一磨君） 先ほどの御答弁で、史跡区域内の耕作放棄地について、景観や農地の課題として認識されているということでした。しかしながら、史跡の保存という観点から考えると、土地の管理主体が分散していること自体が将来的な課題になるのではないかなど考えております。特に、史跡として重要な地点や景観の要となる場所については、長期的には公有地化を進めることで安定的な保存と活用が可能になるのではないのでしょうか。全ての土地を対象とするのではなく、重点区域を設定し、段階的に公有地化を検討する考えはあるのか伺います。

また、国の史跡保存制度では、文化財保護の観点から、自治体による土地取得が行われている例もあります。町として、国や県の補助制度を活用した史跡地取得の可能性を検討しているのか、お聞かせください。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今御指摘のように、史跡地の管理につきまして、町で取得する、また一部区域について取得して、それを重点的にやったらどうかという御指摘でございますけれども、史跡地を一部だけ取得するというのが果たして可能なのか。取得するとしたときには、ほかの地権者もうちも買ってくれというような話がどんどん出てくる。そうなったときに買えるかどうかという問題があります。

買収に関しましては、国のほうの補助制度がございまして、8割が国費で補填されるということは聞いております。そうすると、町のほうが2割ということで、取得することだけを考えれば一時的な話ですので、無理すれば何とか可能である部分はございますが、取得した後の保存管理、これは町費で継続的にやっていかなければならない。どうやってそれを保存整備するか、またどうやって維持するか。ここら辺については、非常に莫大な経費が毎年毎年かかるということは懸念しているところでございます。

私といたしましても、以前から何とか公有地化して、その後活用方法等を考えてはおりますけれども、やはり開戦地については17ヘクタール、決戦地においては、石田三成の陣地跡を含めて8ヘクタール、合計25ヘクタールの史跡地がございまして、これを公有地化して、その後維

持管理をやっていくというと、べらぼうな金額がかかるんじゃないかなと。その在り方を十分に検討した上で、最も効率的にやっていく方法、こういったものを考えつくというか、立案できればそれもやぶさかではないと思います。

そんなことから今までなかなか手がつかない状況であったというところでございますので、今後も、議員御指摘のような一部地域についての買収による整備というものが可能であるかどうか、これはちょっと私自身もそういう発想でしておりませんでしたので、これはちょっと検討する必要があるかなとは思いますが、現実的に考えると、今現状のように耕作放棄地がどんどん増えていって放置されていると。一部買うとほかの人も買ってほしいというような話に展開していく可能性もありますので、十分に精査しながらやっていく必要があるというふうに思っているところでございますので、その点は御理解いただきたいと思っております。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔1番議員挙手〕

○1番（北村一磨君） ありがとうございます。

進展が今まではなかったということで、今後進めていただけるということで期待をさせていただきます。

史跡地内のみならず、ほかの地域においても、町長御認識のとおり、担い手不足や高齢化によって耕作放棄地というのは今後増加の一途をたどることは目に見えております。来年度、某会社によって、最先端のAIを活用した新AI農業として、開戦地付近の農地で小麦栽培に取り組むというふうに伺っております。耕作放棄地を放置するのか、それとも今後このような企業との連携をどんどん増やして、耕作放棄地を歴史景観再生の資源と捉えるのか、町として史跡区域の景観再生を戦略的政策として位置づけていく考えがあるのか、最後に町長のお考えをお聞かせください。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 今御指摘のようなAIを活用した農業参入が来年度から具体的にになっていくと。一応10ヘクタールを取りあえずやってみると、その後もしよければ拡大したいなという意向は持っておられるというふうに聞いております。町といたしましても、耕作放棄地の草ぼうぼうの状態では放置されるよりは、そういった農地として活用していただくということのほうがよりいいだろうというふうに思っていますので、できるだけ支援をさせていただいて、これは拡大していただければ非常にありがたいなと思っているところでございます。

ただ、議員御指摘のように、史跡地の往時の姿を復元すると言われると、これはちょっと往時の姿は分かりません。平成24年に行われました慶長5年の関ヶ原の再現地図によりますと、あの当時は耕作地ではなかったような絵が描いてあると。どうしたものかなと思っているのが

現実のところでごさいます、ただ草原にしてその草の管理をするだけではこれは駄目だろうと。やはり現代の中で保存、活用もして、見やすい、見て楽しめる。そういう意味では、議員がやっておられます耕作放棄地に花を植えたり、そういった景観が楽しめる状況の中で、保存、活用というものができることが現時点においては最善ではないかというふうには私は思っておりますので、そういった意味での活用を今後どんどん広げていただくように、また今の参入される企業だけじゃなしに、ほかのところからも、史跡の意義を失わない中での活用というものを図っていただければ非常にありがたいと思っておりますので、町としてもそういった意味での御支援はさせていただきたいと思っております。

○議長（松井正樹君） これで1番 北村一磨君の一般質問を終わります。

続きまして、5番 田中由紀子君。

〔5番 田中由紀子君 一般質問〕

○5番（田中由紀子君） 田中由紀子です。

私は、学校給食無償化についてと、すぎの子園の使用料について、2点について質問をいたします。

1番、学校給食無償化について。

国の制度として公立小学校の給食無償化が新年度から始まります。昨年12月、自民党、公明党、維新の会3党が合意した文書を踏まえ、文科省、総務省、財務省による3省合意文書が発出され、高校授業料無償化とともに給食無償化の制度設計が明らかにされたところです。学校給食無償化は、義務教育を無償とするという憲法第26条に基づき、全国各地の保護者や市民が運動をしてきました。給食無償化は、10年前の全自治体の3%から現在40%にまで実施を広げてきたことがベースになっていると思います。

さて、今回の支援は、小学校給食のみで中学校は対象外です。西濃地域の中で、保育園、小学校、中学校の給食無償化を先駆けて進めてきた神戸町では、最初に中学校から無償化に踏み切りました。その理由として、卒業してしまう年代なので無償化の恩恵を受けてもらいたいという話があったと聞きました。なるほどと思いますし、小学校は無償で、中学校になったら有償ではギャップが大きいのではないかと思います。これを機会に、ぜひ中学校の給食無償化を推進していただきたいが、町長のお考えを伺います。

2番、すぎの子園の使用料について。

すぎの子園は、言語や情緒に課題がある未就学児の療育を行う場として、子どもや保護者から頼りにされています。2023年6月議会で月額2,000円の使用料無料化を質問したところ、新設保育園の中で検討するとのことでした。今回新設保育園を機に、新たに定員を15名から20名に増やすとのことですが、課題を持つ子どもが増えているという現状から歓迎するものです。同時に、使用料は現状のままです。どのような議論がされ、結論に至ったのか伺います。

私の子育て経験からいいますと、子どもの発達については、親さんの反応は非常に敏感です。人と比べて一喜一憂します。そして、特に母親の子育ての評価に結びついていくと勘違いし、いても立ってもいられない状況に追い込まれます。こうした状況の中で発達の遅れを指摘されるのはショックを受けます。ましてや2,000円余分にかかるとなると、ペナルティーを課せられた気分になるのは私だけでしょうか。どの子ども生き生きと育ててほしいと願い、発達支援を取り組むのは町として必要だからであると思います。ぜひ使用料を無料にしたいですが、町長のお考えを伺います。

以上、答弁をお願いいたします。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） それでは、田中議員の質問にお答えさせていただきます。

まず学校給食の無償化についてです。

学校給食無償化についてですが、既に御承知のとおり、国において新たな制度設計がなされ、令和8年4月から、小学校段階での学校給食費の抜本的な負担軽減が実施される方針となりました。本町においても、保護者の経済的負担軽減は、子育て支援の観点から重要な課題だと認識しております。国の動向、制度の詳細に注視しつつ、学校給食を安定的、継続的に実施できるよう対応を現在進めているところでございます。

学校給食法第11条の規定によりますと、施設整備費や人件費以外の学校給食に要する経費、食材等なんですが、については、保護者の負担とされております。ですが、本町では、今までこれに基づき適正な給食運営を行ってまいりました。一方で、近年の物価高騰の影響により給食実施コストは増大しておりますが、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、保護者が負担する給食費を据え置いたまま、内容の充実と保護者負担の軽減に努めてまいったところでございます。

また、田中議員御指摘の神戸町をはじめ、先行して無償化を実施している自治体の事例につきましても、給食の質や財政への影響、教育現場への波及効果などの観点から、情報収集及び調査・研究を行ってきました。

これらを踏まえて、4月からの対応ですが、まず小学校につきましては、給食費相当額6,300円のうち、国からの交付金5,200円に加え差額分を町が助成するという事で、保護者負担をゼロとし、無償化を実施していきます。

そこで、議員質問の中学校につきましては、給食費相当額7,200円のうち、保護者負担分を現行と同額の5,900円に据え置き、増額分の助成を継続していくということとしております、現行どおり。今後の中学校の無償化については、恒久的な財源の確保が不可欠となってきます。財源の裏づけのない実施は、給食の質の低下を招くおそれがあるのではないかということから、

町全体の財政状況を慎重に見極めていかなければならない、このように考えております。国の制度の進展や地方財政措置の動向を注視しつつ、他の子育て支援施策や教育施策の整合性、あるいは優先順位を整理した中で、中学校の実施の可否について、今後も継続的に検討していきたいと、このように思っております。

次に、すぎの子園の使用料についてですが、すぎの子園は、御存じのとおり、言語や情緒等に課題を持つ未就学児に対して、専門的な養育を行う場として重要な役割を担っております。近年の発達支援に対するニーズの増加に鑑み、新しいこども園の開園に合わせて、定員を15名から20名に拡充して、より多くの子どもが支援を受けられる体制を整備することとしております。

使用料の在り方についても、以前から、新しいこども園の建設の検討経過において慎重に議論を重ねてまいりました。すぎの子園では、専門職によるきめ細やかな養育や個別の支援を提供しており、一般的な保育は今無償でやっておりますが、これとは異なって専門的な行政サービスを行うもので、個別の支援とか、きめ細やかな養育を行っているものであって、このため、使用料については、やはりプラスアルファの分ということで、受益者負担の原則をあくまで考えますと、サービスの質を維持、確保するために適正な負担としてやって行わないと、一般の方との公平な均衡性を考えた上で、やはり受益者負担というのは重要ではないかという判断に至っております。

今後も使用料を継続して行って現状のきめ細やかな、障害児に優しい専門的な養育が継続できるということで、現在のところ、使用料を無料にするということは考えておりませんので、御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

〔5番議員挙手〕

○5番（田中由紀子君） 田中でございます。

学校給食無償化についての再質問を行います。

町全体の財政を見ながら慎重に見極め、継続的に検討していきたいということでしたが、費用はどれぐらいかかりますか。中学校無償化した場合の町の財政費用はどれぐらい要するのかということと、垂井町の無償化はどうやってやっているのかなとホームページを見ましたところ、ふるさと納税を財源にしてみえました。それも、ふるさと納税を募集するときにきちんと学校無償化に使いたいという事業化の項目を上げてやってみえました。実際に、ふるさと納税をどういうふうに使ったかということも書いてあって、令和6年度は3,200万円をふるさと納税から使わせてもらったというふうに公開をしてみえました。

そういう方法もあるだろうし、全額財源となるふうではないですけども、今現在、子育て支援をやっている中で、国の施策とダブっているところもあるだろうし、そういうところも精

査をしながら努力ができるんじゃないかなというふうに思っておりますので、費用は幾らかということと、垂井のようなやり方もあるよということをご検討に加えていただけないかなというふうに思います。

○議長（松井正樹君） 徳永教育課長。

○教育課長（徳永英俊君） 中学校も無償にした場合で、一応私ども物価高騰も含め試算をしております、小学校については、児童数172人という積算の中、1,200万円ほどかかると。中学校につきましても900万円ほどということで、合計で町費の支出としては2,100万円ほどになるのかなという試算はしております。

小学校につきましても、基準額5,200円ということで、児童に対し、11か月ということで980万円ほどの歳入の予算をしておりますので、町費負担としては1,100万円ほどの負担になってくるのかという試算はしております。

○議長（松井正樹君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） ふるさと納税の一部を学校給食とかいう話、垂井町はそれを前面に出してやってみえるという話ですけど、うちの場合、何に使っているかということ、観光に少しと、あと特に子育て支援、これから全部無償化でやっていくということで、そちらのほうに結構実際使っている事実がありまして、中学校の給食に特化してふるさと納税を使っていくということは、ちょっと今のところ考えついておりませんので、今後のふるさと納税の活用方法について、中学校の給食についてどうなのかということも、町全体の財政が非常に厳しい状況でもありますので、あれもこれもとやれる状況ではありませんので、できるところから、やっぱり優先順位を決めながら、行政サービスはやっていかないかなので、その辺もこれから今後検討材料として考えていきたいと思っておりますので、その辺御理解のほどよろしくをお願いします。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

○5番（田中由紀子君） 子育て支援については、それぞれの自治体がこれを行っている、あれを行っているということで、そういうサービスの競争みたいなところにもなっていますが、それだけやっぱり少子化がそれぞれのまちの中でも深刻だということの表れかだと思います。

私は、いいことの競争というのは歓迎したいと思っているし、支援の格差というのはやっぱり少ないほうがいいというふうに思いますので、住民にとっては格差が少ないほうがいいというふうに思いますので、ぜひ今後とも前向きに検討していただきたいと思っております。要望です。

○議長（松井正樹君） いいの、答弁は。

○5番（田中由紀子君） はい。ごめんなさい、要望しました。

すぎの子園、いいですか。

○議長（松井正樹君） 再質問を許します。

[5 番議員挙手]

○5番（田中由紀子君） ありがとうございます。

新年度予算でいうと、すぎの子園の保育料で46万円の収入を見えています。今言われたように、個別のきめ細かな行政サービスというところで受益者負担という考え方というのは、必要だから入ってもらいたいということですよ、行政側としては。支援を受けてもらいたいという人だと思うんですよ。一般的にこういうことをやっていますよ、支援していますよということ、応募を募るような性格のものではないということですよ。分かりますか。

要は一般の保育園と同等ではないということです。関ヶ原の保育園へ入りたい人は来てくださいというふうに募集をかけるのと、すぎの子園は必要だから通ったらどうですかという、そこに性格の差があると思うんですね。なので、必要ない人は行かなくてもいいわけですから。ですから、そこが私と多分考え方が違うと思うんです。私は必要な人には行ってほしいので、そこで2,000円というのが発生するというのは、ちょっと何か考え方が違うというか、筋が違うというか、そういうふうに私は思っているんです。

それだけでなく、なかなかすぎの子園に入りたいという保護者の方は微妙なところで、うちの子は、そんな2,000円を払うぐらいだったら入らなくてもいいというふうに思われるかもしれないし、また逆に言うと、心配だから入れたいわという人もいるだろうし、それは保護者の方にいろいろな考え方があると思うんですけど、私はやっぱり2,000円というところに一つのハードルがあるんじゃないかというふうに思いますが、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 答弁を求めます。

藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 今議員さんがおっしゃるのは、すぎの子園は、こちらの解釈として、あなたのところのお子さんはちょっと言語的に弱いので、すぎの子園があるから来なさいよ的に聞こえたんですけど、うちとしては、田中議員も御承知のように、関ヶ原診療所のリハビリの担当者が保育園を回って、もうちょっと言語がしゃべれるようになるといういいですねと。それには、すぎの子園があるからそちらはどうですかという御紹介をしておるというだけで、こっちから強制的に受けたほうがいいですよというようなことは実際やっていませんし、保護者によっては、いや、うちの子はこんな子やないと、だからすぎの子園へは通わせないという人は、ああそうですかということで、あくまでうちとしてはオプションとしてやっているんであって、障害児施設とはまた別物であって、あそこはもう公の施設で、ほとんどが今無料化でやっていると思うんですけど、うちは保育のプラスアルファでやっています。

例えば一時保育にしても保護者の要求でやっていますし、延長保育についてもそういうことで、もっと極端なことを言ったら、別にうちが保育園へ入らないけませんよいうことはやっていません。田中議員がすぎの子園へ通うとショックを受けるんじゃないかというのは、今全然違

って、現場で聞くと、結構保護者の方は通わせたいという方が増えてきているという現場の生の声を聞いて、15名から20名に増やしているという現状です。

あくまでやっぱり行政というのは受益者負担、もう一定的な義務的なやつはそういうふうに統一してやっていきますけど、プラスアルファの分はやっぱりその人が受ける恩恵をその人しか受けないので、プラスアルファの分は受益者負担というのは原則を守っていきたいのと、あと田中議員が、全国で子育て、子育て、少子化で子育てというふうに言われているのは確かですけど、関ヶ原町はそれに便乗したというのは半分かもしれませんけれども、うちの施設というのは、子育てをやりやすい、こういういい環境だということを前面に出して、町内在住の方の子育て支援によって転出を防ぐとか、THKとか、製作所とか通ってみえる方が、地元やなくて、勤務時間中うちに預けていただけたらとか、そういうことによって、人口の減少とか、移動人口が増えることによって地域の活性化を図って、それがひいて言うなら税収入も増えてくると。そういう戦略的なツールとしてあそこの施設をやっているわけで、子育てだけの施設ではなくて、経済活性とか地域の活性化のための施設でもあるという認識でこちら側は捉えています。

だから、通常保育については、当然ゼロ歳児から無料にしますと。ただし、一時保育、延長保育、すぎの子園については、やっぱり受益者負担で当面はしてほしいなということになると思います。それが、もうすぎの子園も、今の施設は20名がいっぱいいっぱい、それが50名、100名、仮に増えたとしたら受入れできないんですが、そういう需要が高まってくれば、それはほとんど受益者がもうなだらかに、全体的に広がるということで、それは公平に行政サービスができるんじゃないかということで、将来的には考えられるんじゃないかと思います。

あの施設は、別に2年先、5年先のことを考えているのではなく、十数年先、ひいて言うなら20年先、そういうことで考えている施設です。目先のただ子どもを増やしたらいいということではなくて、特に交流人口が減って行って、活力もない、交流人口も少なくなってくる。そのときにいろいろな施設、ああいう施設で、通っている従業員の方も利用していただけるかということ。そして、うちの保育に至っても、垂井へ広域保育を使って行ってみえる方はいるんですけど、これを逆にして、垂井とか大垣等から、いい施設がありますねということで来ていただける。それによって地域の活性化を図っていく、そういう施設の中核になっていければという考えですので、あくまでオプション的なのは取りあえず受益者負担ということを原則に基づいて使用料を、たかが2,000円かちょっと大層な2,000円か分かりませんが、御負担を願いたいと。

これは、もううちも経済が非常に潤って、財政豊かで、何に使おうという町でもありませんので、必要な行政サービスをどこまでやれるかということでいろいろ検討して悩んでいるところですので、四十何万円がうちにとっては大きい範囲ではありますので、その辺重々御理解の

ほどよろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） 再々質問を許します。

〔5番議員挙手〕

○5番（田中由紀子君） 私はいろんな方からの相談事もやっているんですけど、よそのまちですが、前も言ったかもしれませんが、ちょっと知的障害のある方なんですけど、大人の方で、もう二十歳を超えてみえる方なんですけど、何も障害者手帳も持っておられなくて、働きたいんですけど、本人はもう普通のところで働きたいという意思があるんですけど、客観的にちょっと難しいかなと思ったときに、障害者手帳があれば、障害者枠が今あるもので、そっちで働けるんじゃないかというような相談事があって、義務教育までに大体はそういう対応というか手続とかそういうことはしていただけておるんですけど、何で放ったらかしというか、大人になるまでこんな状況やったのかなとすごい疑問があって、そういうところというと、行政のサービスが届くというのはすごい大事なことなんやなということを改めて思ったんです。

なので、自分の身内の話を言って悪いんですけど、大垣のひまわり学園に保育園児が身内で週1回通っているんですけど、保育園ではすごい我慢しているんですけど、ひまわり学園へ行ったらすごい楽しいとかいって楽しんでおります。

そういう中であって、オプションと言われたけど、私はオプションではない、そういう大変重要な役割を果たしている園だというふうに思っているんで、そういうところで、ぜひ、すぐという話にはならないのかもしれませんが、無料化の方向で前向きに検討していただけますでしょうか。すみません、最後答弁をお願いします。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 先ほど副町長がお答えしたように、現時点では、やはりルールとしての考え方によって、親さんに一部御負担をいただくという形の中で、すぎの子園の運営を続けさせていただきたいと思っております。財政的に非常に厳しい中で、何でもかんでもやっていくということではできませんので、できるところ、どうしても必要なところ、そういったものを優先して考える、それが原則だと思っております。

その中で、また余裕が出てきたときに、今言われたような無償化については、やっていくことについてはやぶさかではございませんが、これはすぐできるかという、今現状ではちょっと厳しいんで、そこら辺は御理解いただきたいと思っております。まだまだ教育にしても、子育てにしても、必要なサービス、やらなきゃいけないことと思っているほうがありますので、そういったことについて優先させていただいて、その上での判断とさせていただきたいと思っておりますので、絶対やらないという意味ではないことだけは御理解いただきたいと思っております。

○議長（松井正樹君） これで5番 田中由紀子君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前9時48分

再開 午前10時00分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議会が再開されましたので、先ほど一般質問の中で、私が北村議員に対して答弁の中で、民間企業が開戦地に参入されるという話の中で10ヘクタールということを行ったそうなのですが、正確には1.1ヘクタールということで間違いでございますので、ここで訂正をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

日程第3 議案第14号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第3、議案第14号 指定管理者の指定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第15号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第4、議案第15号 関ヶ原町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第16号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第5、議案第16号 関ヶ原町内部組織設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第17号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第6、議案第17号 関ヶ原町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第17号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第18号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第7、議案第18号 関ヶ原町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第19号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第8、議案第19号 関ヶ原町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第20号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第9、議案第20号 関ヶ原町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第21号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、議案第21号 関ヶ原町行政財産の目的外使用に係る使用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第22号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第22号 関ヶ原町職員等の旅費に関する条例の全部改正についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第22号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第23号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第12、議案第23号 関ヶ原町保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第23号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第24号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第13、議案第24号 関ヶ原町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第25号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第14、議案第25号 関ヶ原こどもまんなかプラザの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第25号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第26号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第15、議案第26号 関ヶ原町子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第26号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第27号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第16、議案第27号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論を許します。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を行います。

2024年に改正された子ども・子育て支援法により、子ども・子育て支援納付金が令和8年度より全ての健康保険料に上乘せとなります。社会全体で子育て支援を支えるというスローガンの下で支援法が強行されたわけですが、これまでも後期高齢者支援金、介護納付金が賦課されており、百歩譲って少なくとも医療に関係するものでしたが、今回の子育て支援納付金は、それとは性格を異にするものであり、国民皆保険を悪用した新たな増税と言わざるを得ません。

2026年度国家予算が衆議院で採決され、参議院で審議されておりますが、防衛費が9兆円と過去最大の予算です。この子ども支援加速化プランは、こども家庭庁の説明によりますと、おおむね2026年度は6,000億円、27年度9,000億円、28年度1兆円を目指すとしているので、この防衛費の増額を抑えれば保険に上乘せする必要がないと思います。

以上の理由で、この条例に反対をいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、賛成討論を許します。

[挙手する者あり]

7番 谷口輝男君。

○7番(谷口輝男君) 議案第27号 関ヶ原町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

今回の改正は、国民健康保険法施行令の改正に伴う所要の改正であり、具体的には、保険料に合わせて子ども・子育て支援納付金を徴収する改正をはじめ、基礎賦課額に係る賦課限度額引上げ並びに低所得者の軽減判定所得を引き上げる改正であります。

新しく導入される子ども・子育て支援納付金は、加入する医療保険から拠出していただくもので、国が強く推進することも未来戦略に基づく少子化対策の一環として、全世帯、全経済主体で子育て世代を支えるものであり、その他の改正においては、医療費の増加を背景に、医療給付の適正化と低・中所得者層の負担軽減を図るもので、適切な条例改正であると考えます。

ただいま申し上げました趣旨を御理解いただき、御賛同を賜りますようお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長(松井正樹君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。

この採決は起立によって行います。

賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第28号について(討論・採決)

○議長(松井正樹君) 日程第17、議案第28号 関ヶ原町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第29号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第18、議案第29号 関ヶ原町町営住宅管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第30号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第19、議案第30号 関ヶ原町上下水道委員会設置条例の制定についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第30号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第31号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第20、議案第31号 関ヶ原町上水道給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第31号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第32号について（討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第21、議案第32号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第32号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第33号から日程第31 議案第42号までについて（委員長報告・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第22、議案第33号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金についてから日程第31、議案第42号 令和8年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算までの10議案を一括議題とします。

この10議案については、予算審査特別委員会へ審査を付託してありましたので、委員長より審査の経過並びに結果の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長 子安健司君。

○予算審査特別委員会委員長（子安健司君） それでは、お許しを得ましたので、予算審査特別委員会の報告をさせていただきます。

付託を受けました議案第33号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計の繰入金についてから議案第42号 令和8年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算までの10議案につきまし

て、予算審査特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本委員会は、本定例会第1日の会議において設置され、議案の付託がなされた後、令和8年3月11日午前9時20分より、役場大会議室において委員全員の出席によって開催いたしました。欠席委員はございませんでした。

会議事件説明のための出席者は、西脇町長、藤田副町長、高木企画政策課長をはじめ、所管の各担当課長、職務のための出席者は、松井議長、難波議会事務局長、西村書記であります。

審査は、各担当課長から概要の説明を受けた後、質疑を行い、予算内容について慎重に審査を行いました。

審査の結果、本委員会に付託を受けました10議案につきまして、議案第35号 令和8年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算及び議案第36号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、賛成多数により原案のとおり可決するものとし、その他8議案は、全会一致をもって原案のとおり可決するものと決定して、午後3時50分に委員会を終了いたしました。

なお、附帯意見として、次の事項に留意して取り組まれることを求めるものであります。

不安定な世界情勢により、国内外の経済は激しく混乱が生じており、本町においても物価高騰等、その影響は避けられない状況であります。また、今後長引くと予想される人口減少により、自主財源は歩調を合わせるように減少し、超高齢化による医療、介護、福祉などの社会保障関連経費は継続的に増大が見込まれ、本町の財政状況はますます厳しい状況であります。

令和8年度予算は、一般会計51億2,000万円、特別会計、企業会計を合わせて36億5,000万円、総額87億7,000万円となっております。歳入では、地方交付税が14億8,000万円、過疎対策事業債等の借入れが5億1,000万円、基金からの繰入金で4億9,000万円と、多額の依存財源と基金の取崩しによる大変厳しい予算編成となっているところ、歳出では、小学校体育館空調設置工事や笹尾山周辺整備事業等による臨時的経費はさることながら、人件費、物件費、扶助費等における経常的経費が増大しております。

今後財政状況はさらに厳しさを増すことが見込まれることから、持続可能な行政運営を目指していくために、各施策、事業の実施に当たっては、施策の必要性、緊急性を十分に吟味し、真に必要なものかを都度検討するとともに、最少の経費で最大の効果を上げる創意工夫、また実施結果の検証と評価を求めます。

また、定年延長や賃上げによる人件費の増大をはじめ、情報化による関連経費や物価高騰による物件費、また起債の償還金である公債費の増大により義務的経費が年々増加し、大きく膨らんでいる状態であります。職員の適正配置、事務の効率化等、行財政改革を推進することで義務的経費を抑制するとともに、限られた財源を適正に配分し、将来に備え積み立ててきた基金や過疎対策事業債などを計画的に活用され、将来を見据えた財政の健全運営を図られること

を強く望みます。

以上、本委員会の審査において出された意見について真摯に受け止め、今後の財政状況等を見極めつつ、計画的かつ適正に執行されることをお願い申し上げ、予算審査特別委員会の委員長報告といたします。以上です。

○議長（松井正樹君） これより委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより順次、討論、採決を行います。

日程第22、議案第33号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計への繰入金についての討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第23、議案第34号 令和8年度関ヶ原町一般会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第24、議案第35号 令和8年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論を許します。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番(田中由紀子君) 令和8年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について、反対の立場で討論いたします。

先ほど国保条例で討論したとおり、子ども・子育て支援納付金の増となっていることと、保険料率等の値上げの予算となっているので、反対といたします。

○議長(松井正樹君) 次に、賛成討論を許します。

[挙手する者あり]

7番 谷口輝男君。

○7番(谷口輝男君) 議案第35号 令和8年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和8年度関ヶ原町後期高齢者医療特別会計予算は、歳入歳出それぞれ1億8,500万円とする前年度対比1,400万円増額の予算となっております。増額の要因としましては、年々被保険者が増加していることもございますが、岐阜県後期高齢者医療広域連合への納付金の増額に伴うものであり、適正な予算措置であります。

なお、反対討論にありました保険料の改定については、広域連合によって2年ごとに見直しがされます。

診療報酬改定による給付費等の増加や、先ほども関ヶ原町国民健康保険条例の一部改正の賛成討論で申し上げました子ども・子育て支援交付金が新たに賦課されたことに伴い、保険料の均等割額と所得割率が見直されたものであり、本予算は、この見直しされた保険料に基づいて適正に算定されたものであります。

少子高齢化が進む中、全世代対応型の社会保障制度の構築と、高齢者が住み慣れた町で安心して医療を受けられるために、国民皆保険制度の持続性を高め、広域連合とも連携し、適正に事業を遂行されることをお願い申し上げ、賛成討論とさせていただきます。

○議長(松井正樹君) ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで討論を終わります。

これより議案第35号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第25、議案第36号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算の討論を行います。

討論はありませんか。

最初に、反対討論を許します。

[挙手する者あり]

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） 議案第36号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、反対の立場で討論を行います。

国民健康保険条例で討論したとおり、子ども・子育て支援納付金の増となっておりますので、反対をいたします。

○議長（松井正樹君） 次に、賛成討論を許します。

[挙手する者あり]

7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） 議案第36号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算は、歳入歳出それぞれ6億5,230万円とする前年度対比5,980万円の減額の予算となっております。減額の要因としましては、令和7年度決算見込みやこれまでの実績を踏まえて算定した保険給付費の減額や県への納付金の減額によるものであり、適正な予算措置であります。

なお、反対討論にありました保険料の改定については、先ほどまで賛成討論で申し上げている子ども・子育て支援納付金制度に対する考え方と同様でございます。

保険者が安心して医療を受けるための健全運営や積極的に保険事業を遂行されることをお願い申し上げ、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（松井正樹君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

これで討論を終わります。

これより議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第26、議案第37号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（直診勘定）予算の討論

を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第27、議案第38号 令和8年度関ヶ原町介護保険特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第28、議案第39号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第39号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第29、議案第40号 令和8年度関ヶ原町水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第40号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第30、議案第41号 令和8年度関ヶ原町公共下水道事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第31、議案第42号 令和8年度関ヶ原町農業集落排水事業会計予算の討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第42号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。

本案を委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第32 議案第44号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第32、議案第44号 動産の買入れの変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第44号 動産の買入れの変更について。

令和8年1月14日議案第1号で議決を得た動産の買入れについて、次のとおり変更する。令和8年3月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 納入の期間、変更前、議会議決の日から令和8年3月27日まで。変更後、議会議決の日から令和9年3月19日まで。

2. 変更の理由、当該車両を製造するメーカー工場において、全国から受注が集中している影響で製造工程に遅延が生じ、当初納期までの納車が困難な見込みであるため。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第44号について御説明申し上げます。

本年1月、議会臨時会にて契約の議決をいただきました町有マイクロバス契約について、昨今の自動車製造における納車時期の遅延に伴い、納期の変更をいたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、総務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼をいたします。

それでは、議案第44号 動産の買入れの変更につきまして、詳細説明をさせていただきます。

本契約につきましては、本年1月の議会臨時会におきまして本契約の議決をいただき、その後、請負業者と詳細な打合せを進めてまいったところでございます。その中で、この車両自体がしばらく受注の停止があったものを経て、今回販売が再開されたということで、製造するメーカー工場におきまして全国的な受注集中の影響により、生産ラインが逼迫して製造工程に遅延が生じているという状況ということとなっております。こうした状況によりまして、年度内の納車が困難な見込みとなりましたので、納期限を令和9年3月19日に変更契約をさせていただくものでございます。

何とぞ御理解賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） 説明は分かりましたが、質問じゃなくて、これの議案を見たときに、これは何の変更、動産ですけど、何やというか、目的とかもののあれは、ぱっと見たときに分からなかったんですけど、様式として。44号、納入期間そのものは書いてあるんですけど、何の納入というのがこの議案では……。

〔発言する者あり〕

あぶり出しになっていませんか、すみません、以上です。

ごめんなさい。何の変更かという項目、例えば目的とか、契約の事業名とかいろいろあると思うんですけど、これはマイクロとも何も書いてないんですけど、それってこれで通用……。

〔発言する者あり〕

ただ、事項名の中に、項目の中には書かなくてもいいかということです。

〔発言する者あり〕

○議長（松井正樹君） 澤頭総務課長。

○参事兼総務課長（澤頭義幸君） 失礼いたします。

本件につきましては、1月14日の議会臨時会、議案第1号において既に議決をいただいて契約をさせていただいておるところでございますので、本内容につきましては、変更の部分だけ、納期の期間について変更の御承認をいただきたいということで御提案をさせていただいておりますので、必要ないという判断をしております。よろしく申し上げます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33 議案第45号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第33、議案第45号 委託業務契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第45号 委託業務契約の締結について。

次のとおり、委託業務契約を締結する。令和8年3月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 契約の目的、関ヶ原町こども園給食調理業務。
2. 契約の方法、随意契約。

3. 契約の金額、9,427万円。

4. 契約の相手方、愛知県春日井市勝川新町2丁目7番地、株式会社名西フーズ、代表取締役 新井登。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第45号について御説明申し上げます。

令和8年6月に開所する関ヶ原町こども園における給食調理業務におきまして、プロポーザル方式による審査を実施し、株式会社名西フーズと随意契約により、契約金額9,427万円にて委託業務契約を締結いたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 西村住民課長。

○住民課長（西村克郎君） 失礼します。

議案第45号 委託業務契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

議案書は2ページ、議案資料も2ページ、併せて御覧をいただきたいと思っております。

本契約につきましては、町長の提案説明にもございましたが、関ヶ原町こども園給食調理業務につきまして、公募型プロポーザルのプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、審査の結果、株式会社名西フーズを受託候補者として選定し、令和8年3月6日に委託業務仮契約書の締結をいたしましたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定による条例に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

選考の過程でございますが、プロポーザル参加の募集をさせていただいた結果、参加をされた業者は、現在給食調理業務を委託している株式会社名西フーズ1社でございました。

委託業務の名称は、関ヶ原町こども園給食調理業務、履行期間は令和8年6月1日から令和11年3月31日まで、業務の委託料は9,427万円でございます。

業務委託料の各年度の内訳としましては、令和8年度は6月から3月までの10か月分で2,695万円、令和9年度、10年度はそれぞれ3,366万円でございます。

なお、議会の議決の日を契約日とさせていただくものでございます。

御審議賜りますよう、よろしく願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第45号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第34 議案第46号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第34、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（西尾英典君） 議案第46号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。令和8年3月18日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 契約の目的、駅北駐車場景観整備工事。
2. 契約の方法、指名競争入札。
3. 契約の金額、5,184万6,300円。
4. 契約の相手方、岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原2490番地の113、株式会社藤塚工務店、代表取締役 藤塚茂郎。

○議長（松井正樹君） 本案について、提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第46号について御説明申し上げます。

駅北駐車場景観整備工事におきまして、令和7年10月24日付にて工事請負契約を締結し、工事を進めてまいりましたが、工事過程における現地精査及び不測の埋設物処理等により工事請負費が増額となることから、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、古戦場活用推進課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 安部古戦場活用推進課長。

○古戦場活用推進課長（安部 樹君） 失礼いたします。

議案の3ページと議案資料の3ページのほうを御覧いただきますようお願いいたします。

改めまして、今般の工事につきましては、10月24日に指名競争入札を行いました。5社の指名を行い、株式会社藤塚工務店が消費税を含む3,850万円にて落札、同日付にて契約を締結したものでございます。

先ほど町長からも申し上げましたが、工事を進めるに当たって、当初契約では想定し得なかった安全性及び利便性を踏まえ、仕様を変更した仮設駐車場の整備、防火水槽部分の舗装及び区画線の追加などや大量のがら出土に伴うそれらのふるい分け、搬出、処分を実施するため、同社との変更契約を締結したいので、議会の議決をお願いするものでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第46号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩とします。

休憩 午前10時52分

再開 午前10時54分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいま、子安健司君ほか3名から、町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてが提出されました。

お諮りします。町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを追加日程第1として議題にしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを追加日程第1として議題とすることに決しました。

追加日程第1 町議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 追加日程第1、町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、提案者の説明を求めます。

3番 子安健司君。

○3番(子安健司君) それでは、町議第1号 関ヶ原町議会委員会条例の一部を改正する条例につきまして御説明申し上げます。

本日議決されました関ヶ原町内部組織設置条例の改正に伴い、廃止されました古戦場活用推進課を総務民生常任委員会の所管から削除し、新設されましたこどもみらい課を総務民生常任委員会の所管に追加したいため、本条例を定めるものでございます。

内容としましては、条例第2条第1号中「、古戦場活用推進課」を削除し、「住民課」の次に「、こどもみらい課」を加えるものでございます。

また、附則といたしまして、この条例は、令和8年4月1日から施行することとしております。

以上、簡単ではございますが、趣旨説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(松井正樹君) これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより町議第1号を採決します。

本案は、原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、本議会に上程されました案件の審議は全て終了をいたしました。

閉会前に町長より御挨拶があります。

西脇町長。

○町長(西脇康世君) 一言お礼の御挨拶をさせていただきたいと思います。

令和8年度予算におきまして慎重なる御審議を賜りまして、それぞれ適切なる採決をしていただきまして、誠にありがとうございました。

今世情は非常に混沌としていると。アメリカのイランへの攻撃に伴って原油が入ってこない、

いつになったら入ってくるか分からない状況になっております。今の日本の現状を見ますと、やはり原油がないと産業全般にわたって非常に大きな影響が出てくるのではないかと。備蓄が二百数十日分はあるとは言いながら、いつ解決するか分からない、そういう状況の中で、今後の推移が非常に心配されるところでございます。

また、先ほどの予算の特別委員会の委員長さんのお話にもありましたように、人口減の社会において、これからのまちづくりが非常に課題が大きい状況になっておりますし、財政的にも非常に厳しい状況が関ヶ原町にはあるということでございます。そんなことから、経常経費も非常に厳しい状況が発生しております。特に物件費、人件費、扶助費、この項目については、町費という一財の中で対応しなきゃいけない科目でございますので、十分な精査、また効率というものを考えながら執行に努めてまいりたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、関ヶ原町、この人口減少の中であってもやはり生き抜いていかなければならないということでございますので、職員一同、切磋琢磨しながら頑張っていきたいと思いますので、今後とも御支援を賜りますようお願いを申し上げます。御礼の御挨拶とさせていただきます。本定例会、本当にありがとうございました。

閉会の宣告

○議長（松井正樹君） これをもちまして、令和8年第2回関ヶ原町議会定例会を閉会いたします。

閉会 午前10時59分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 高 木 博 之

会議録署名議員 北 村 一 磨